

北高生校則

北高の校風と伝統は、多くの卒業生の努力の上に築かれたものですので、北高生はこれを尊重しよう。さらに、魅力ある学校づくりを目指して、何事に対しても正しく判断し、積極的に行動しよう。そのために、謙虚で素直な心を持ち、基本的な生活習慣（挨拶の励行・時間の厳守・学習）を身につけ、学校生活・家庭生活を送ろう。

1 学習

- (1) 始業の合図で授業が始められるよう準備しよう。
- (2) 授業を大切にしよう。予習・復習をして授業に臨もう。
- (3) 家庭学習は計画を立て、継続して実行しよう。
- (4) 基礎的、基本的事項は反復練習し、理解できないところはすすんで質問しよう。

2 考査

- (1) 考査に必要な用具以外は教室に持ち込まないこと。
- (2) 考査中に物品を貸し借りすること、私語、および途中退室はしないこと。ただし、体調不良等、やむを得ない場合は監督の教員に申し出ること。
- (3) 考査発表日から考査終了日まで職員室への入室をしないこと。用のある場合は入り口で、自分の学年、組、氏名、および用のある先生の名前を呼ぶこと。
- (4) 不正行為や、不正行為と紛らわしい行為をしないこと。これらの行為は特別指導の対象とします。

3 挨拶と言葉づかい

- (1) 明るく元気で丁寧な挨拶をしよう。
- (2) 相手を尊重した言葉づかいをしよう。

4 環境美化

- (1) 校内外の施設を清潔にし、物品を整頓し、環境美化に努めよう。
- (2) 校内外の物品は勝手に移動しないようにし、大切に扱い、破損した場合は教員に申し出ること。
- (3) 校舎外は靴、校舎内はスリッパ、および体育館は体育館シューズを履き、上下を区別すること。

5 授業・その他

- (1) 決められた登校時刻を守ること。
- (2) 欠席・遅刻・早退のWeb連絡は、保護者から安全・安心メールを使い、前日から8時10分までにしてもらおうこと。電話連絡は保護者から7時45分～8時10分にしてもらおうこと。
- (3) 決められた下校時刻を守ること。延長が必要な場合は、事前に許可を得ること。

6 生徒指導

(1) アルバイト

原則禁止です。事情のある場合は、担任に相談すること。また、無断アルバイトは特別指導の対象とします。

(2) 自転車通学

ア 自転車通学願（必要事項・点検チェック項目記入）を提出すること。

イ 自転車保険（加害・被害）への加入を義務化しています。

ウ ヘルメット着用は努力義務です。ヘルメット着用を推奨しています。

エ ロードバイク・マウンテンバイク・改造車両の使用は禁止です。

(3) 学割申請

学割を申請する場合には、学生割引交付願を提出すること。（割引証発行には数日要します。）

(4) 免許取得

ア 4 ない運動（自動車・バイクの免許をとらない・乗らない・買わない・乗せてもらわない）を守ること。

イ 免許取得の必要がある場合は、原則3年生就職内定者に限り、説明会の後、在学中の自動車学校通学を許可します。ただし、免許の取得は卒業後です。

ウ 免許を取得、または無許可で自動車学校に入学の場合は特別指導の対象とします。

(5) 通信機器（スマートフォン等） ※ 次項7にて詳細記載

ア 校内での使用は禁止です。（持込みは許可します。）校門では電源を切り、鞆にしまうこと。

イ 保護者への連絡は校内の公衆電話を利用すること。（テレホンカード無料で貸出します。）もしくは、教員立ち合いのもと、スマートを使用することは可とします。

ウ ゲームやSNSは依存性が高く、生活に影響の出るケースもあります。夜0時以降は使用しない、フィルタリング機能を活用するなど、家庭での使い方を保護者と話し合うこと。

(6) 自動車送迎

学校周辺が混雑し、登下校する他の生徒に危険です。極力控えること。

(7) 盗難対策

ア 高額な現金・高価な物品を持ち込まないこと。

イ 貴重品等は原則各自で管理すること。（クラス毎、男女毎に貴重品袋もあります）

(8) 下校時刻

19時完全下校（通年）です。ただし、部活動延長願により30分延長可です。

(9) 特別指導

法律違反、および以下の校則違反は特別指導の対象とします。

- ア 教員への指導拒否・暴言
- イ 暴力・粗暴（器物破損等）行為
- ウ 窃盗・万引き
- エ 「4ない運動」違反
- オ 不正行為（カンニング等）
- カ 喫煙・同席、煙草・喫煙具等の所持
- キ 飲酒・同席
- ク 無断アルバイト
- ケ 無断外泊
- コ 深夜徘徊
- サ 怠学・怠業
- シ いじめ・嫌がらせ
- ス 情報機器による脅迫・暴言・個人情報の流布等
- セ 無断撮影・無断掲載
- ソ 授業中の情報機器使用（スマートフォン含）
- タ その他、法律に反する行為、及び著しい校則違反

(10) 服装（服装自由の期間もあります）

- ① 制服の衣替えの時期は設けません。気候・体調に応じて着用してください。
- ② 夏用校章はフロッキーと呼ばれるアイロン接着の物です。
- ③ 男女共に学生服とセーラー服の選択は自由とする。

	標準学生服	備考	セーラー服	備考
上	・黒色標準学生服	・学校指定のボタン (前ボタン5個) (袖ボタン左右各2個) ・校章は詰め襟左側 ・ラインカラー可	・濃紺標準セーラー服 ・学校指定のスカーフ	・襟は紺地に白線1本 ・校章は左胸ポケット
	・白カッターシャツ か、白開襟シャツ	・半袖・長袖可 ・夏用校章は左胸ポケット ・裾はズボンに入る充分な長さの物	・白地標準セーラー服 ・学校指定のスカーフ	・半袖・長袖可 ・襟は紺地に白線1本 ・夏用校章は左胸ポケット
下	・標準ズボン ※男女共スラックス可	・ストレート ・ワントック可	・標準スカート ※男女共スラックス可	・丈は膝中央
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・白・黒・紺・灰色の無地単色（ワンポイント可） ・くるぶしが隠れる長さ～膝下まで ・黒・ベージュ色のストッキング・タイツ可（柄入り・ラメ入り不可） 			
靴等	<ul style="list-style-type: none"> ・黒・茶色のローファー、または運動靴（華美でないもの） ・上履きは学校指定スリッパ（必ず記名） 			

※ 服装規定については全ての項目を制服の一部だと認識し、着こなしについては十分に留意すること。

(12) 頭髪

高校生活にふさわしい清潔な髪型とし、パーマ・染色・脱色・奇抜な髪型にはしないこと。

(13) その他

防寒 具 等	【常時着用可】・カーディガン(黒・紺)
	【教室内のみ使用可】・膝掛け(華美でないもの)
	【登下校時のみ使用可】・手袋(華美でない物) ・ネックウォーマー・マフラー(学生服のボタンを外さないこと。) ・華美でないコート、ウインドブレーカー等(パーカーは不可)

※ 高校生活を過ごすうえで必要のない物は持ってこない。

7 携帯・スマートフォンの取り扱いについて

大変貴重な高校生活を「スマートフォンに時間を費やす」ことのないよう、以下の点に注意し、マナー・モラル、家庭でのルールをしっかり守り、実りある高校生活を送りましょう。

(1) 無料通信アプリについて

ア スマートフォンの電源をオフにする時間をあらかじめ友達に伝えておく。

「夜9時以降は連絡できない」「定期考査が終わるまで連絡できない」など相手にすぐに返信できないことをあらかじめ伝えておく。また、自分のプロフィールにも書いておくことで、相手がすぐに返事を返せない状況があることを理解してもらう。

イ ネット上でも対面でも自分がされて嫌なことはしない。

LINEなどのSNS上では感情が伝わってこないことも多く、トラブルになります。ネット上では顔が見えないため表情が分からず、相手の気持ちも分かりにくいからこそ、普段よりも優しい口調や思いやりの心が大切です。顔の見えない、文字だけの世界で他人の悪口を言えばトラブルを招くのはある意味当然です。人付き合いの上での基本をもう一度確認すること。

(2) プライバシーの侵害について

ネット上にデジタルデータを公開すると、自分では、制御できなくなり様々なトラブルが考えられます。

例1…「友達の家で撮影した写真を掲載した。」 → GPSがONになっていると、スマホで撮影した写真に位置情報が埋め込まれているため、そこから住所などの個人情報を読み出せてしまい、プライバシーの漏洩につながった。

例2…「制服で撮影した友達との写真。学校名も加えて公開した」 → 学校が特定され、友達が校門で待ち伏せされストーカー被害にあった。

※ たとえ、仲の良い友達であっても本人の許可なく写真をネット上に公開することは、不安や不快感を与える可能性があります。自分を含めて安易に情報を公開しない。みんなが安心して生活するために守るべきプライバシー・マナーの確認をすること。

(3) コミュニティサイトについて

コミュニティサイトに、性別や年齢を詐称して入り込み、言葉巧みに子どもを信用させ、トラブルや性犯罪被害に遭わせるケースは、ニュースなどで報道されています。コミュニティサイトはフィルタリングをしても利用できる場合もあるため、見ず知らずの人に会わない、会ったこともない人を信用しないことや電話番号やアドレスなど個人情報を教えない。

(4) ゲームについて

ア 時間を決めて利用する。

ストーリーに終わりがなく永遠に続くのでのめり込んでしまうオンラインゲームや長時間やるほど強力な武器等を手に入れ強くなれるRPGなど多くの誘惑がある環境の中で、自分の意思だけで、利用時間を減らすのは、難しい状況にあります。時間を決めて利用するのはもちろんのこと、「ゲームはリビングのみ」「21時以降は保護者に携帯を預ける」などの家庭内のルールもあわせて話し合うこと。

(5) 自画撮り画像の送信や拡散について

自分の不適切な画像や動画を他人に送ってしまう「自画撮り被害」にあう子どもが急増しています。軽い気持ちから写真を送信し、ネット上に拡散されてしまったり、「画像を売るぞ。」と脅されたケースもあります。たとえ信用している相手であっても自分の下着姿などの写真は送らないこと。また、交際相手や友達に上記のような写真を送るよう求めたり、スマートフォンに保存するなどの行為をした場合には児童買春・児童ポルノ禁止法の犯人として検挙されることもあります。そのような写真を送らない、送らせない、拡散させないようにすること。

(6) ルールについて

スマートフォンなどの取り扱いについては、保護者としっかり話し合い、お互いが納得できる「わが家のルール」をつくり、安全・快適に過ごすこと。

8 事故（交通）発生時の対応

事故があった場合は、どんな小さな事故でも警察に届け出る義務があります。事故が起きた場合は、以下の点を必ず確認すること。

(1) 相手の「氏名」「電話番号」

(2) 相手が自動車の場合は「車種」「色」「ナンバー」

(3) 警察への連絡 Tel「110」 ※ 警察の到着を相手と一緒に待機すること

(4) 保護者・学校への連絡 (Tel「0567-28-3414」)